

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年葉山町条例
第9号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和4年3月8日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の
支給対象となる期間を延長するため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年葉山町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）の支給対象となる期間を延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

傷病手当金の支給対象となる期間を令和 4 年 6 月 30 日まで延長することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 令和2年5月11日条例第9号</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間に属する場合に適用する。</p>	<p>葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 令和2年5月11日条例第9号</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に属する場合に適用する。</p>